

平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社Eストアー
代 表 者 代表取締役 石村 賢一
コード番号 4304 ヘラクレス
問い合わせ先 取締役兼執行役員
コーポレートセンター担当
柳田 要一
T E L 03-3595-1106

ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社従業員及び社外協力者に対し、下記のとおりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の従業員が、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高め、また、社外協力者が、当社に対する参加意識を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とするものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の従業員及び社外協力者
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 1,700 株を 1 年間の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。
 - (2) 新株予約権の総数
1,700 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は 1 株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）。
 - (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という）に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数}}{\text{新規発行による増加株式数}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数}}{\text{新規発行による増加株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 平成22年7月1日から平成30年3月31日まで
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当てを受けた者のうち、従業員は権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、社命による転籍または定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者のうち、社外協力者は権利行使時においても、社外協力者であることを要する。
 - ③新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとする）に相続人の行使を認める。なお、行使開始日以前に死亡した場合は、相続を認めない。
 - ④新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
 - ⑤その他の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得事項
 - ①当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部を行使で

きなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記決議は、平成20年6月25日開催予定の当社第10回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上